

少年・刑事財政基金の支出に関する規則

(平成二十一年一月十五日規則第三百三十四号)

改正 平成二十三年 三月一七日

同 二六年 八月二一日

同 二七年二月一八日

同 二九年 三月一六日

同 二九年一月一四日

令和 元年 八月二三日

(目的)

第一条 この規則は、少年・刑事財政基金に関する規程第七條の規定に基づき、少年・刑事財政基金（以下「本基金」という。）の支出に関する事項を定めることを目的とする。

(本基金の支出)

第二条 本基金から支出する法律援助事業に関する規程第二條第一号の刑事被疑者弁護援助事業における援助金は、一事件について七万一千五百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下本条及び次条において同じ。）とする。

- 1 -

2 前項の規定にかかわらず、勾留状が発せられるまでのものに対する援助金は、被疑者との接見一回について一万八千七百円とし、三万六千三百円を上限とするものとする。

3 特段の事由により援助の対象となった受任弁護士が複数となった場合の前二項に規定する援助金の支出は、二人となった場合にあつては二倍の額を、三人以上となった場合にあつては三倍の額を支出するものとする。

4 刑事被疑者弁護援助事業の対象となる事件が通訳を要した場合については、前三項に規定するほか、一事件について十万円を上限に実費を加算して支出するものとする。

第二条の二 本基金から支出する法律援助事業に関する規程第二條第二号の少年保護事件付添援助事業における援助金は、一事件について十万二千三百円とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の援助金は、当該各号に定める額とする。

- 一 審判に立ち会うことなく付添人を辞任した場合 次のイからハまでに掲げる選任から辞任までの期間に応じ、当該イからハまでに定める額
- イ 一週間以内 五万一千七百円

- 2 -

- ロ 一週間を超え、二週間以内 七万一千五百円
- ハ 二週間を超える期間 八万二千五百円
- 二 家庭裁判所に係属する少年保護事件を受任した付添人が当該事件について抗告又は再抗告を行う場合 次
のイ及びロに掲げる付添人活動の区分に応じ、当該イ及びロに定める額
- イ 抗告 七万一千五百円
- ロ 再抗告 五万一千七百円
- 三 抗告裁判所に係属する少年保護事件を受任した付添人が当該事件について再抗告を行う場合 五万一千七百円
- 四 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十二
条の三第二項若しくは第三十二条の五第二項（第三十
五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に
より国選付添人選任決定がされた場合又は同法第二十
二条の三第一項若しくは第二十二條の五第二項の規定
により必要的国選付添人制度の対象となった場合 五
万一千七百円
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、少年保護事件付添援
助事業の援助金の支出について準用する。この場合にお
いて、前条第四項中「刑事被疑者弁護援助事業」とある

- 3 -

- のは「少年保護事件付添援助事業」と、「前三項」とあ
るのは「前二項」と読み替えるものとする。
- 4 少年保護事件付添援助事業の対象となる事件が記録
写を要した場合には、前三項に規定するもののほ
か、一事件について一万円を加算して支出するもの
とする。ただし、記録謄写に要した費用が一万円を超
える場合は、三万円を上限に実費を加算して支出する
ものとする。
- 第二条の三 本基金から支出する弁護士会に対する少年保
護事件付添援助事業及び刑事被疑者弁護援助事業に関
する加算事業のための事業費であつて本会が特に認め
た費用の補助金は、理事会の承認を得た費目及びその
額とする。
- 第二条の四 本基金から支出する弁護士会に対する当番
弁護士及び当番付添人の補助金は、次の各号に掲げる
費用について、当該各号に定める額を支出するもの
とする。
 - 一 当番弁護士の初回接見及び当番付添人の初回面会に
伴う費用 一件について五千円
 - 二 当番弁護士の初回接見及び当番付添人の初回面会に
伴う通訳費用 一件について五千円
 - 三 当番弁護士の初回接見及び当番付添人の初回面会に

- 4 -

関し、特別に支出を要した費用 理事会の承認を得た
額

- 2 前項の補助金は、当番弁護士及び当番付添人が事件を受任した場合は支出しない。ただし、当番弁護士及び当番付添人が、刑事被疑者弁護援助事業又は少年保護事件付添援助事業を利用して事件を受任した場合において、実質的な弁護活動がないとして報酬が支払われないときは、この限りでない。

(支出の方法)

第三条 前条第一項第一号及び第二号の補助金は、弁護士会からの申請に基づいて各月毎に算出の上、支出する。

附 則

- 1 この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。
- 2 第二条第一号の規定は、平成二十一年六月一日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。
- 3 第二条第三号イ及びロの規定は、平成二十一年六月一日以降に行われた接見及び面会についての補助金の申請から適用し、同日前に行われた接見及び面会についての補助金の申請については、なお従前の例による。
- 4 当番弁護士等緊急財政基金会計に関する規則（規則第

- 5 -

五十七号)は、廃止する。

- 5 当番弁護士等緊急財政基金寄付金募集要綱は、廃止する。

- 6 当番弁護士等緊急財政基金寄付金募集における寄付金受け入れ実施細則は、廃止する。

附 則（平成二三年三月一七日改正）

- 1 第一条から第三条まで（第二条の二から第四条の四までの規定の新設を含む。）の改正規定は、平成二十三年六月一日から施行する。

- 2 改正後の第一条から第三条までの規定は、平成二十三年六月一日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前までに受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成二六年八月二一日改正）

- 第二条の四及び第三条の改正規定は、平成二十六年八月二十一日から施行する。

附 則（平成二七年一二月一八日改正）

- 1 第二条の二第一項及び第二項の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条の二第一項及び第二項の規定は、平成二十八年四月一日以降の援助事業利用申込みから適用

- 6 -

し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成二九年三月一六日改正）

1 第二条の二第四項（新設）の改正規定は、平成三十年六月一日から施行する。

2 改正後の第二条の二第四項の規定は、平成三十年六月一日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成二九年一月一四日改正）

1 第二条第二項の改正規定は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 改正後の第二条第二項の規定は、前項に規定する施行の日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

（平成三〇年政令第五〇号で平成三〇年六月一日から施行）

附 則（令和元年八月二三日改正）

第二条第一項及び第二項並びに第二条の二第一項及び第

二項の改正規定は、令和元年十月一日から施行する。